

## 第 33 次地方制度調査会答申に対する本会等の対応

全国町村議会議長会

### Ⅰ 「低額な議員報酬の改善」関係

#### 第 2 議会における取組の必要性

##### Ⅰ 多様な人材の参画を前提とした議会運営

(略) 加えて、特に小規模団体においては議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因となっているとの指摘がある。議員報酬の額は条例で定めることとされているが、議長の全国的連合組織との連携により、議員の活動量と長の活動量を比較し、議会・議員が住民自治をどのように進め、住民福祉の向上に取り組んでいるか活動内容を明確に示すことなどを通じて、適正な議員報酬の水準について議論を行っている取組もあり、こうした取組を参考に、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。

(答申 2 ページ 18 行目から 24 行目を抜粋)

上記抜粋部分は、本会が、江藤俊昭大正大学社会共生学部教授に研究を委託し、令和 4 年 2 月に取りまとめた報告書「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条件整備～」において示した「活動内容を踏まえた原価方式」による議員報酬検討の取組に触れ、住民の理解を得ながら議員報酬のあり方を検討することが考えられるとしています。

本会では、各都道府県町村議会議長会の協力を仰ぎながら、引き続き、同報告書と併せて議会・議員活動の豊富化に資する議会活性化事例集「議会力アップのための活動例～住民とともに歩む議会像を求めて～」の全国展開を図り、議員のなり手不足の要因とされる低額な議員報酬の見直しに向けて取り組んで参ります。

### 2 「多様な人材の議会への参画」関係

#### 第 2 議会における取組の必要性

##### 3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や住民の議会に対する理解を促進する取組については、一部の議会において取組が進んでいるものの、未だ広がりが限定的なものも多い。各議会において自主的な取組を進めていくことが基本であるものの、取組を広げていく上では、議長の全国的連合組織にお

いて、人的支援や先進的な事例・手法の共有、研修等の取組を積極的に進めていくことが重要である。例えば、各議会におけるハラスメント防止対策を進めるための研修の実施、各議会におけるハラスメント防止体制の実態調査や、多様な人材の参画を促すための全国的な議論の喚起を行うことが考えられる。

(答申 3 ページ 18 行目から 25 行目を抜粋)

若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画促進については、本会が令和 4 年 11 月に取りまとめた「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望」(以下、「重点要望」という。)及び三議長会が令和 4 年 11 月に開催した「住民の負託にこたえ、活力ある地方議会を目指す全国大会決議」(以下、「大会決議」という。)等を通じて、国に対し要請を行ってきた事項です。

本会では、令和 3 年 6 月に議員立法で改正が行われた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、議長研修会においてハラスメント研修を実施したほか、機関誌「地方議会人」で女性の登用及びハラスメント対策の記事を掲載するなどの取組を行って参りましたが、今般の答申をも踏まえ、ハラスメント対策に資する実態調査や研修等の事業を進めて参ります。

### 3 「デジタル技術の活用」関係

#### 第 2 議会における取組の必要性

##### 3 議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

(略) また、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには、技術的・財政的な課題があるとの指摘があり、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきである。

(答申 3 ページ 33 行目から 4 ページ 2 行目を抜粋)

上記抜粋部分は、本会の「重点要望」及び三議長会の「大会決議」等を通じて、国に対し要請を行ってきた事項です。

本会では、引き続き、議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を国に要請するとともに、答申の趣旨を踏まえ、町村議会のデジタル化の取組を促進するための事業を展開して参ります。

#### 4 「地方議会の位置付け及び権限の明確化」及び「地方議会議員の職務等の明確化」関係

##### 第3 議会の位置付け等の明確化

(略) 議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる。

(答申4ページ、18行目から25行目を抜粋)

上記抜粋部分は、本会の「重点要望」及び三議長会の「大会決議」等を通じて、繰り返し国に対し要請を行ってきた事項です。

今般の答申に、地方議会・議員の位置付け等を地方自治法に規定することを政府に求める旨の提言が盛り込まれたことから、来年の通常国会において、政府提案による法律改正が現実味を帯びて参りました。

本会では、引き続き、全国都道府県議会議長会及び全国市議会議長会と連携を図りながら、地方議会・議員の位置付け等を明確に規定する地方自治法の改正が早期に行われるよう、国に対し強く働きかけを行って参ります。

#### 5 「休暇・休職・復職制度の整備」関係

##### 第4 立候補環境の整備

(略) さらに勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。

一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

(中略)

これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。

(答申 5 ページ 3 行目から 18 行目を抜粋、一部略)

三議長会では「大会決議」等を通じて、立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うことを、本会ではこれに加えて「重点要望」において、立候補のためだけではなく、議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備することを国に対し要請して参りました。

今般の答申では、立候補に係る休暇保障については、有効な方策の一つと考えられるとされたものの、事業主の負担に配慮して、法制化については引き続き検討することとされています。

本会では、会社員や女性など多様な人材の議会への参画を促進するため、立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度の法制化について、引き続き、国に対し要請を行って参ります。

## 6 「議会のデジタル化」関係

### 第 5 議会のデジタル化

#### 1 議会へのオンラインによる出席

(略) 本会議へのオンラインによる出席については、多様な人材の議会への参画に途を開く観点等から、これを可能とすべきであるとの意見がある。(略)

このほか、引き続き、出席については現に議場にいることを前提にしつつ、議決と議決以外の議事で定足数の要件を分け、後者については過半数の要件を緩和することにより、出席ではない位置付けで、オンラインにより参加することを可能とする考え方もある。これらについて、国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきである。

(答申 6 ページ 1 行目から 17 行目を抜粋、一部略)

## 第 5 議会のデジタル化

### 2 議会に関連する手続のオンライン化

（略）住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。

（答申 6 ページ 30 行目から 34 行目を抜粋）

上記抜粋部分は、本会の「重点要望」及び三議長会の「大会決議」等を通じて、国に対し要請を行ってきた事項です。

「本議会へのオンラインによる出席」については、町村議会における委員会のオンライン開催の実施状況を踏まえつつ、引き続き、国に対して検討を進めるよう働きかけて参ります。

また、「議会に関する手続きのオンライン化」については、それを可能とする法律改正や町村議会に対する支援等について、全国都道府県議会議長会及び全国市議会議長会との連携を図りながら、早期に所要の法改正が行われるよう国に対し要請を行って参ります。